

「中小企業省力化投資補助金」とは？制度概要や申請に関する留意点を解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

「中小企業省力化投資補助金」は、中小企業の生産性向上や労働力不足の解消を支援する制度です。

現在、随時申請受付中ですが、これから申請枠の再編をはじめ複数の変更を予定しています。

そこでこの記事では、「中小企業省力化投資補助金」で予定している内容変更や制度概要、申請に関する留意点について解説します。

中小企業省力化投資補助金とは

中小企業省力化投資補助金とは、IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

参照：[中小企業省力化投資補助金 公式 HP](#)

令和 6 年度補正予算分からの変更点

まず、大きな変更点として申請枠の新設があります。

具体的には従来の「カタログ型」に加え、「一般型」を新設して 3 月中旬に申請受付を開始する予定です。

「一般型」ではオーダーメイドの省力化設備やシステムの導入が支援対象となります。

また、これまでは一度採択・交付決定を受けた事業者は再度の応募・交付申請ができませんでした。

しかし今後は、各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能となります。

その他、過去の変更点として、期間を区切った公募の実施ではなく年間を通じて随時申請受付となったことや令和 6 年 12 月 12 日からファイナンス・リース取引も補助対象となったことが挙げられます。

参照：[中小企業庁 中小企業省力化投資補助事業（PR 資料）](#)

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型）](#)

制度概要

ここでは、制度の概要を解説します。

申請類型

本補助金の申請類型は、以下の 2 つとなります。

- ・カタログ注文型
- ・一般型

カタログ注文型は、これまでの公募内容と変わらず、省力化製品をカタログから選んで導入する形式です。

一方、一般型は新設となる申請類型で、オーダーメイドの製品で生産・業務プロセス等を効率化し、中小企業において個々の現場が抱える問題を解決するための省力化投資を支援します。

一般型の事業概要、補助上限額、補助率は、令和 6 年に実施していたものづくり補助金「省力化（オーダーメイド）枠」とほぼ同様です。

中小企業省力化投資補助金「一般型」とものづくり補助金「省力化（オーダーメイド）枠」の違いは、設備導入の目的です。

中小企業省力化投資補助金「一般型」は、生産・業務プロセス等の効率化を目的としています。

一方、ものづくり補助金「省力化（オーダーメイド）枠」は、革新的な新製品・サービスの開発を目的としています。

参照：[中小企業庁 中小企業省力化投資補助事業（PR 資料）](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業対策関連予算](#)

補助対象事業

中小企業省力化投資補助金のカタログ注文型の補助対象事業は、人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率 3%向上」を目指す事業計画に取り組むことです。

ただし、申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件を満たす必要があります。

また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

一方、一般型の補助対象事業は、人手不足に悩む中小企業等が行う個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資です。

ただし、申請にあたり、カタログ注文型と同様に、指定の要件を満たす必要があります。

参照：[中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型） 公募要領](#)

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型） 公募要領](#)

補助対象者

補助対象者は、交付申請時点において日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）されている、国内で事業を営む中小企業等です。

また、カタログ注文型・一般型でそれぞれ定めている要件を満たす必要があります。

例として、カタログ注文型では、以下の要件を満たす必要があります。

- ・補助対象者が人手不足の状態にあることが確認できること
- ・補助対象者の全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること

※人手不足の状態を確認する基準として、以下 3 点を挙げています。

- ・限られた人手で業務を遂行するため、直近 1 か月の従業員の平均残業時間が月 30 時間を超えている。
- ・整理解雇に依らない離職・退職によって従業員数が前年度比で 5%以上減少している。
- ・採用活動を行い求人を掲載したものの、充足には至らなかった。

※最低賃金額は交付申請を行う直近月、及び実績報告の直近月の最低賃金を基準とします。

なお、一般型においても、人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定することをはじめ要件を定めています。

参照：[中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型） 公募要領](#)

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型） 公募要領](#)

対象経費

各申請類型の対象経費は、以下のとおりです。

申請類型	対象経費
カタログ注文型	省力化製品の設備投資における以下の費用 (1) 製品本体価格 (2) 導入に要する費用（導入経費）
一般型	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

参照：[中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型） 公募要領](#)

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型） 公募要領](#)

補助率・補助上限額

補助金・補助率は以下の表のとおりです。

令和 7 年 1 月現在はカタログ注文型の内容のみを実施しており、3 月中旬に一般型の公募を開始予定です。

枠・類型	補助上限 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5 人以下：200 万円（300 万円） 6～20 人：500 万円（750 万円） 21 人以上：1000 万円（1500 万円）	1/2

一般型	5人以下：750万円（1,000万円） 6～20人：1,500万円（2,000万円） 21～50人：3,000万円（4,000万円） 51～100人：5,000万円（6,500万円） 101人以上：8,000万円（1億円）	中小企業：1/2 小規模・再生事業者：2/3 ※補助金額 1,500万円までは 1/2 もしくは 2/3、1,500万円を超える部分は 1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を 2/3 に引き上げ（小規模・再生事業者は除く）
-----	---	--

参照：[中小企業庁 中小企業省力化投資補助事業（PR 資料）](#)

参照：[中小企業省力化投資補助金 公式 HP](#)

カタログについて

中小企業省力化投資補助金のカタログ注文型では、事前に登録された省力化製品のリスト（カタログ）から選択して導入します。

カタログには無人搬送車（AGV・AMR）や自動券売機など、多様な製品が掲載され、業種や業務プロセスに応じてニーズに合う製品を選択できます。

なお、カタログに掲載される製品カテゴリや製品は、随時追加・更新されています。

参照：[省力化投資補助金 公式 HP 製品カタログ](#)

活用イメージ（カタログ注文型）

ここでは、カタログ注文型における製品カタログの記載内容をもとに、製造業や建設業で活用できる省力化製品の導入イメージを紹介します。

無人搬送車（AGV・AMR）

無人搬送車（AGV・AMR）とは、自動で走行する車両または台車で、もの（パレット、ケース、台車など）を移載やけん引できる機能を有し、自動で搬送が行える製品を指します。

製造業の工場や、倉庫業、卸売業、小売業の倉庫などで、人手によるフォークリフトや手押し台車等での搬送を行っていた場合に活用できます。

例えば、台車の自動化機器、製造業の工場や倉庫において、従業員が人手による手押し台車等での搬送を行っていたところ、無人搬送車を導入するとルート等を設定するだけで自動で搬送が可能となります。

搬送ミスの低減や作業ムラが無くなることにより、処理スピードや処理精度が向上します。

測量機（自動視準・自動追尾機能付き 高機能トータルステーション）

測量機（自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション）とは、トータルステーション（水平角と鉛直角を計測する経緯儀に、測距機能が内蔵された測量機）のうち、ノンプリズム、モータードライブ、遠隔操作、自動視準、自動追尾などの省力化を実現する機能を有している測量機を指します。

測量、建設、土木関連の業種で活用できます。例えば、測量業務において、作業者による遠隔操作、内蔵センサーによる追尾や視準が自動になり、ノンプリズム機能（ターゲットのプリズム不要）となるなど、省力化が見込めます。

従来まで2名以上で行っていた測量業務において、同製品の持つ機能により作業者が1名に削減され、自動的にターゲットを追尾・視準して測量することができるようになり、作業工数の削減が見込めます。

参照：[中小企業省力化投資補助金 製品カタログ](#)

活用イメージ（一般型）

一般型における省力化製品の導入イメージとして、自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入する例が挙げられます。

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型）チラシ](#)

掲載ページ：[中小企業省力化投資補助金 公式HP（一般型）](#)

公募スケジュール

カタログ注文型、一般型それぞれの公募スケジュールは、次のとおりです。

カタログ注文型	随時申請受付中
一般型	申請様式公開：3月上旬

	申請受付開始：3月中旬 申請締切予定：3月下旬
--	----------------------------

カタログ注文型はすでに申請を受け付けていますが、一般型の公募に関する具体的な日程は後日公開予定です。

ただし、上記のとおり受付期間が短いので、申請をご検討中の方は、お早めに専門家にご相談されることをおすすめします。

申請に関する留意点：保険加入義務について

保険加入義務とは、補助金額が一定金額を超える場合、補助金で導入した施設・設備に対して、保険加入を義務付けるものです。

補助金の財源は公的資金であることから、補助金を受給する事業者は、交付対象となる施設・設備を適切に管理する必要があります。

省力化投資補助金の場合、カタログ注文型・一般型ともに保険加入が必須となっており、実績報告提出時に、保険・共済への加入を示す書類の提出が必要となります。

参照：[中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）公募要領](#)

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型）公募要領](#)

まとめ

中小企業省力化投資補助金は、人手不足に悩む中小企業等の売上拡大や生産性向上を支援する制度です。

人手不足解消や生産性向上を目的とした設備投資をお考えの場合は、ぜひ、本補助金の活用もあわせてご検討ください。